



アメリカにおけるクラス・アクションの実情--「連邦民事訴訟規則二三条(b)(3)のクラス・アクション--経験的研究」(Bruce I. Bertelsen, Mary S. Calfee, Gerald W. Connor; Note, The Rule 23(b)...

檜村, 志郎

(Citation)

ジュリスト, 672:43-59

(Issue Date)

1978-09-01

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006608>



アメリカにおけるクラス・アクションの実情—その一—

榎村 志郎
東京大学助手

—「連邦民事訴訟規則二三条(b)(3)のクラス・アクション：経験的研究 (Bruce I. Bertelsen, Mary S. Calfee, Gerald W. Connor 'Note, The Rule 23 (b) (3) Class Action: An Empirical Study')」(1974) の紹介を中心として—

はじめに

クラス・アクションの「平均的な」像にアプローチするのが、本稿および統稿の課題である。クラス・アクションに関しては内外に数多くの文献があるが、多くはその良いまたは悪い一面の強調に走りがちであるように思われる。そうした単純なイメージは制度の紹介や批判や推奨のためには役に立つてあろう。しかし、より技術的につぎつめた立法論を展開する前提としては、不十分である。新しい制度を構想するためには、例外的な少数ケースだけではなく平均的な、あるいは最頻的な、いわば「平凡な」クラス・アクションをイメージしなければなら

ない。
この目的に照らしてみると、法典や判例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

本稿は、この調査の準備のひとつとして、日本におけるクラス・アクション立法のためにどのようなデータが必要とされているかを考えつつ、一九七三年に連邦上院の委託によって行われたクラス・アクションの実態調査を紹介、検討しようとするものである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

例から得ることのできる情報はあまりに少なくかつ断片的である。論文のなかにはいわゆる実務に言及するものもあるが、システマティックな調査にもとづいたものではないことが多い。立法論的研究の一環として我々は今夏ささやかな調査を企画しているが、それは、右のような平均的といえるクラス・アクションをイメージするための適切なデータを得ることが立法にも不可欠だと考えるからである。

▼クラス・アクションの立法のために

れた。

コロンビア地裁がサンブルとして選択されたのは次のような考慮による。第一にコロンビア地裁には一九七二年度において全国地裁中第四番目に多くのクラス・アクションが係属しており、分析に十分な数のケースがえられると期待できる。第二にコロンビア地裁はワシントンにあるので研究資金の枠内でインテンシブな調査とインタビュの実施が容易である。第三に、コロンビア区は商業の中心地ではないが、それでもクラス・アクションの提起を導く多くの商業的利益がこの地に存在する。第四に、連邦政府が管轄区内に存在するために政府を当事者とするクラス・アクションが多いかとも思われたが、一九七二年度の統計によれば全民事事件中政府が関係する事件の割合は全国平均とさほどの違いはない(6)。

(6) Annual Report of the Director

of the Administrative Office of the United States Courts 1972 C1表によれば一九七二年度中、全連邦地裁に提起された全民事事件中、連邦政府が当事者であるケースは二八%あり、一方コロンビア地裁では連邦政府が当事者であるケース(U.S. Case)は三四%であった[Note p. 1127-1128]。カンネルの中心U.S. Caseは四三四年中一三三件(三一%)である[Note, p.32]。The Administrative Office of the United States Courts は一九七二年度からクラス・アクションに関する統計をとりはじめたが、一九七二年度の報告書にはU.S. Caseの数についての統計はない[Note, p.22]。一九七三年度以降のAnnual Reportには年度末の係属事件について政府を当事者とするクラス・アクションの数が載っている。これをもとに、コロンビア地裁および全地裁の全クラス・アクション中に占めるU.S. Caseの割合につき筆者が作成した表を掲げておこう。

	1973	1974	1975
コロンビア地裁	30	32	35
全地裁	8	9	10

(Annual Report, 1973, 1974, 1975より作成)

同じ時期の全民事事件についてみると以下のようなのである。

	1972	1973	1974	1975
コロンビア地裁	28	38	44	52
全地裁	21	21	21	22

(Annual Report, 1973, 1974, 1975より作成)

全民事事件に比較してクラス・アクションでは、政府が当事者となる割合について差異がより強調される傾向がある。

二 コロンビア区調査

1 概観

コロンビア地裁に提起されたクラス・アクションを仔細に検討してみると、クラス・アクションというものは、批判者たちが主張するほどには裁判所の仕事に重大な負担を課しているとはいえない、とされている。

一九六六年七月から一九七二年一月までの間に、四三四年のクラス・アクションがコロンビア連邦地裁に提起された。クラス・アクション数の増加はかなりのものである(第1表)。一九七二年度(一九七一年七月—一九七二年六月)には一九六七年度の七倍以上のクラス・アクションが提起されている。

その増加率は、全民事事件の増加率に比べはるかに大きい。もっとも実数が少ないため数件の増減も率としては巨大なものになってきている面がある。いずれにせよクラス・アクションは急激な増加を示しており、この事情は全国的にみても同様であろうと著者たちは推測している。しかし、このような増加が今後とも同じくかどうかについては、著者たちは多

少懐疑的である。というのは、一九七三年度上半期のクラス・アクション数は前年度の半数よりも少ないからである。

このような増加傾向に対し著者たちは弁護士へのインタビュにもとづき次のような説明を与えている。一九六六年の連邦民事訴訟規則の改正直後は、弁護士たちはこの新規則を使おうとする気があまりなかった。しかし、初期においてクラス・アクションがいくつか成功をみた

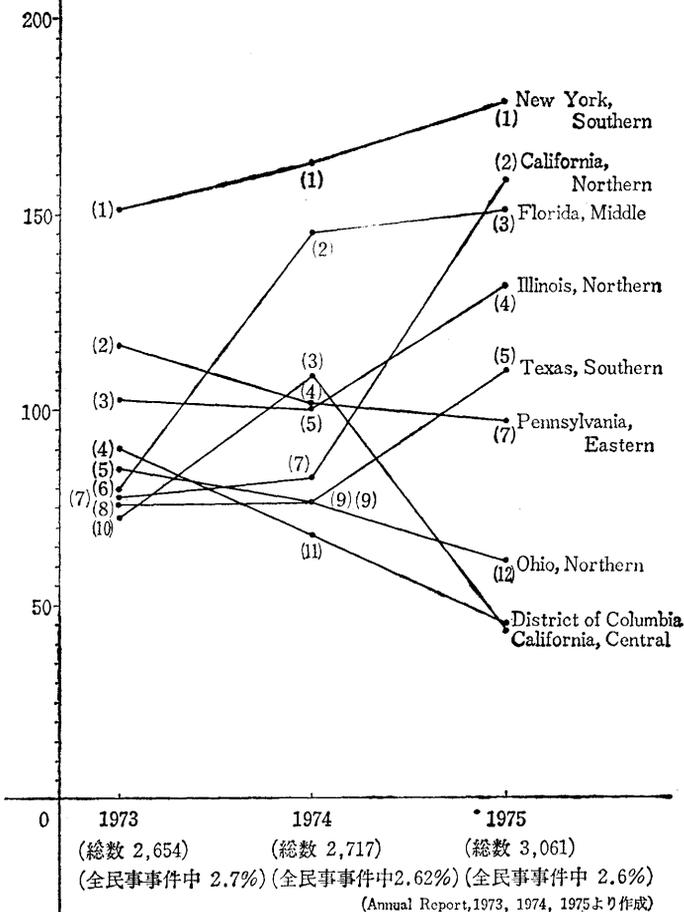
第1表 クラス・アクションの増加

(62 GEO, L. J. 1123, 1129より作成)

年 度	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973(前6ヵ月)
クラス・アクション	16	27	40	95	79 ²⁾	125	52
全民事事件	... ¹⁾	4,529	4,627	4,654	3,690 ²⁾	3,037	... ¹⁾

1) 1967年度および1973年上半期にコロンビア地裁に提起された全民事事件数については原文にデータが示されていない。
 2) クラス・アクション数、全民事事件数ともに1971年に減少しているのは、この年に管轄の一部縮小が行われたからである [Note, p. 1129]。

第2表 主要な地裁に提起されたクラス・アクション数の変化(1973-1975)
(カッコ内の数字は年度毎にみた順位)



第3表 各年度末に係属中のクラス・アクション数

U.S. CaseとPrivate Case (1973-1975)		1973.6.30	1974.6.30	1975.6.30
コロンビア地裁	U.S. Case	42	44	47
	Private Case	97	95	89
ニューヨーク南部地裁	U.S. Case	24	25	28
	Private Case	499	447	412
フロリダ中部地裁	U.S. Case	11	10	11
	Private Case	71	178	244
カリフォルニア北部地裁	U.S. Case	15	14	22
	Private Case	57	128	191

(Annual Report, 1973, 1974, 1975より作成)

結果、クラス・アクションが多数当事者訴訟を遂行するための万能薬であり、かつ多額の報酬を獲得させてくれる手段であるという考えが生じた。しかしながら、このような考えの誤りが近年は認識されてきた。実際コロンビア区のスンプルではクラス・アクションが原告クラス

の救済という結果となることはきわめて稀であった。また裁判所のクラス・アクションに対する態度も敵対的になってきた。クラス・アクションに対するこのよ

うな態度変化がクラス・アクション数の伸びの鈍りの原因ではないか、と(No. 94)。

その後のデータにもとづいて、著者たちの予測が当たったかどうか確かめてみよう。

確かに、Annual Report, 1973, 1974, 1975によれば、コロンビア連邦地裁に提起されたクラス・アクションの数は一九七三年度九〇件、一九七四年度六八件、一九七五年度四五件であり、直線的に減少している。しかし、一方では、カリフォルニア州北部地裁やフロリダ州中部地裁のように急激な増加を示している地裁もあり、ニューヨーク州南部、テキサス州南部地裁も増加率が高まっている(第2表)。こうしてみると、コロンビア地裁の動きは主要な地裁の中ではないく、ん特異である、といえよう。

試みにニューヨーク州南部地裁、フロリダ中部地裁、カリフォルニア州北部地裁の年度末係属中件数を U. S. Case

(連邦政府が原告または被告となっている事件)と Private Case (私人間の事件)にわけてコロンビア地裁と比較してみる(第3表)。フロリダ州中部やカリフォルニア州北部におけるクラス・アクション増加は主に Private Case の増加によるものであると推測できる。これに対してコロンビア地裁では U. S. Case は増加を続けているが Private Case は減少している。この Private Case の減少ないし不増加が一九七三年度に全国で

この報告書に対する原告側弁護士の反論の中心として J. Vernon Patrick Jr. and Marvin Cherner, "Rule 23 and the Class Action for Damages: A Reply to the Report of the American College of Trial Lawyers," The Business Lawyer [July 1973], 1097 があげられる。

2 クラス・アクションの処理状況

二一〇件のサンプルのうち八一件が Trial をうけるに至っている。その六三%においてクラス・アクション認可(9)が問題にされていないため、これらのすべてがクラス・アクションと考えられるべきかどうかには疑問がないではない。多くの場合、早期に dismissal(10)がなされてしまい、認可を考慮する余地がなくなってしまうのである(11)。また、認可前に原告がクラス・アクションとしての訴訟遂行をあきらめてしまうケースもある。

クラス・アクションでは原告の請求が薄弱な根拠にもとづいているときでも被告は和解を強いられてしまう、という批判があるが、終結したケースをみてみると、被告はまず dismissal や summary judgment を求めることを好んでいるという結果がえられた。実際、この八一件のうち四四件(五五%)は、こうした被告の申立に依りて、被告に有利に処理されているのである。Dismissal の理由の内訳は第6表の通りである。

第6表 Dismissals

理由	件数
請求叙述の不備 (Failure to state a claim) による却下	16
管轄権なし (Lack of jurisdiction)	4
原告による取下 (voluntary dismissal)	4
当事者適格の欠缺, 訴の利益の欠缺, 既判力 (Improper party, lack of standing, mootness, res judicata)	5
真摯な訴求の欠缺 (Want of prosecution)	2
その他	2
計	33

(62 Geo. L. J. 1123, 1136 より転載)

訴訟の初期における処理率の高さがクラス・アクションに特有なものかどうかについては、一般民事事件について同種のデータがないため、決定できないとされている。また、このような早期の dismissal の本当の理由を確認することは難しい。被告側は根拠のない請求が多いからだといつかもされないし、原告側はクラス・アクションに対する裁判所の敵意を示しているといつかもされない。しかし、実際のところ、被告側弁護士へのインタビューによれば、相手方の請求の

第7表 クラスへの救済

タイプ	件数
代表当事者への金銭的補償, およびクラスへの衡平法的救済	3
クラスへの金銭的補償	8
クラスへの衡平法的救済のみ	4
クラスへの金銭的補償, およびクラスへの衡平法的救済	6
計	21

(62 Geo. L. J. 1123, 1138 より転載)

根拠が薄弱であったときめつけられる回答は少なかった。さらに、被告側弁護士によれば、彼らは根拠薄弱な請求が提起されたときは、和解に応ずる前に本案において戦うであろう、とのことである。八一件中被告が勝訴したのは四七件である。そのうち四四件は dismissal および即決裁判 (summary judgment) であるから、被告勝訴の判決 (Judgment) はわずか三件である。

クラスへの救済は、判決および和解を含め、二一件において獲得された。その内訳は第7表のごとくである。これら二一件のうち、和解は二一件、原告の即決裁判の申立にもとづくもの六件、原告勝訴の判決が四件であった。正式判決が八一件中七件というのは少

第8表 裁判期間

期間	件数	%
0—1月	5	6
1—3月	3	4
3—6月	12	15
6—12月	24	30
1—2年	25	31
2—3年	6	7
3—4年	2	2
4—5年	3	4
5—6年	1	1
計	81	100

(62 Geo. L. J. 1123, 1139 より転載)

第9表 裁判期間—係属中の事件

期間	件数	%
6—12月	7	18
1—2年	20	51
2—3年	5	13
3—4年	5	13
4—5年	2	5
計	39	100

(62 Geo. L. J. 1123, 1139—40より転載)

ないようだが、著者たちによればこのような判決率の低さは一般民事事件でも同様である。例えば一九七二年度のロンビア地裁の全民事事件についてみると、終結件数のわずか五%が判決されたにすぎない。

クラス・アクションは長期化するものが多く司法的資源を過度に浪費するものだ、という批判がある。どの程度の労力がクラス・アクションに割り当てられているのか。このひとつの徴表として提訴から終結までの期間の長さが調査された。その結果は第8表のごとくである。

係属中のケースにつき係属期間をみる
と、第9表のようになる。

著者たちは次のように解釈している。
全民事最終事件の裁判期間のメディア
ンは一〇ヵ月であり、一ヵ月以内に処理
されたものは全体の一〇％である。これに
較べるとクラス・アクションの裁判期間
は多少長い著しく異なるものではない
(係属中の事件を考慮にいとると、裁判
期間はもう少し長めになるであろうが、
その多くは最近提起されたものである)。
なかでも、dismissal によって終結した
三三件は迅速に処理されているといえ
る。実際四五％は六ヵ月以内に終結して
いるし、一年以内に七三％が終結する。
さらに即決裁判による一件のうち七件
は一年以内に終結している。クラスに救
済が与えられたケースでは裁判期間はよ
り長くなるが、それでも二件のうち一
六件(七六％)は二年以内に終結して
いる。

控訴は八一件中二一件(二三％)でな
されている。このうち一三件が終結した
が、その裁判期間は六ヵ月から三年の間
である。中間控訴(Interlocutory Ap-
peal)は稀であり、一一〇件中わずか三
件でなされたにすぎない。

以上のような結果にもとづき、著者た
ちは次のように結論する。まず、被告は
しばしば本案における防禦に成功する。
また、クラス・アクションは総じて迅速

に処理されている。また、クラスへの救
済が与えられる事件数は限られたものに
すぎない、と(Notes, p. 1140)。

著者たちは明確には述べていないが、
処理の態様からみてクラス・アクション
訴訟には三つのタイプがあるということ
になるかと思う。すなわち dismissal
などによって訴訟の初段階で片付いてし
まうものと、一年から二年の審理ののち
に実質的な争点につき判断をうけるもの
と、何らかの原因で長期化していく少数
の事件とである。

このパターンに対する著者たちの評価
は裁判所に与える負担という側面に限ら
れており、このようなパターンを出現さ
せる諸要因の検討は十分になされてはい
ない。早期の dismissal が根拠薄弱な請
求によるのではないとすれば、一体どの
ような要因が働いているのが調査され
る必要がある。通知や分配の段階で生ず
ると同様な困難——弁護士がクラスの
メンバーにコミュニケーションできないので
クラスを明確に叙述するための情報が集
められない、など——もその一因かもし
れない。もしそうであるとすれば、早期の
dismissal はクラス・アクション制度の
機能不全をあらわしていることになる。
また、長期化の原因も同じように病理的
なものでありうる。

さらに一般的にいえば、クラスがどの
ような範囲のものであるかということ、

代表当事者がどのような人間かというこ
と、長期的な目的をもって活動する団体
等の関与があるかどうかということ、弁
護士がどのような活動能力をもって
いるかということ、等々、さまざまなファ
クターがクラス・アクションが成功裡に遂
行されるかどうかに影響するであろう。
これらのファクターとそれらの間の関係
はさらに調査するに値すると思われる。

(9) Certification. 連邦民事訴訟規則
二三条(C)に規定されている。

(10) 連邦民事訴訟規則四一条。なお一
二条。日本法の取下と却下を含む。

(11) American College of Trial
Lawyers (1972). 前掲注(8)によれば、
これと反対に、「三三九件中一、〇〇三件
が、記録の上では係属中である。Ameri-
can College of Trial Lawyer (1972) は
このことから、dismissal がクラスを書
かないときでも、クラスへの通知を要求する
裁判が下されるまでは dismissal がなされ
ないのだ」と結論している。という(No-
te, p. 1136—1136j)。

3 クラス・アクション認可 (Certi- fication)

連邦民事規則二三条は、「クラス・ア
クションとして訴が提起されたならば裁
判所はできるだけ早く、その訴訟がクラ
ス・アクションとして維持できるもので
あるかどうかを(命令(order)によっ
て)決定しなければならない」(12)と定め
ている。しかし、コロンビア区のサンブ

ルによれば、この規定は必ずしも忠実に
守られているとはいえない。八一件の終
結サンプルのうち五一件で認可するか否
かが全く判定されていないのである。な
ぜ認可に關する判定がなされないのだら
うか。それはクラス・アクション一般の
運営不可能性の徴であるのか。

記録の調査と弁護士へのインタビュー
から、著者たちは二つの原因を推測して
いる。第一の原因は、クラスの範囲や大
きさ、請求額等をきめるため必要な情報
の獲得が原告側にとってしばしば困難で
あるという事情である。とくに弁護士に
とっては訴訟勧誘が禁ぜられている結
果、潜在的なメンバーとコミュニケーション
できず、そのため、デイスカバリーが彼
らに許される唯一の手段となっているの
である。おそらくはこの情報獲得の困難
さの度合いに応じているのであろう、サ
ンプルにおいては、訴訟開始と認可申立
との間隔は一ヵ月から三年の間さまざま
である。もっとも、申立の提起されたサ
ンプルの中では、大半が六ヵ月以内に認
可が申し立てられている。

第二の原因は、認可申立を後回しにす
ることが時には訴訟の迅速な処理に役立
つという事情である。弁護士の意見によ
れば、損害賠償を求めるクラス・アクシ
ョンにおいては認可や通知方法について
云々するまえに、被告の実体的責任を確
定してしまえば、その波及的効果によつ

で、実際にはクラスの救済につながるものであって、何もクラス・アクションという形式にこだわることはなくなってしまう、というのである⁽¹³⁾。さらに、弁護士たちは、本案につき原告側に見込みのないようなケースでは裁判所がクラス・アクションの認可を与えることはないだろう、と考えている。裁判所も本案についての審理を優先させることがある(当事者の同意のもとにこの旨を明言した判決が二つ見出された)。

ちなみに、このような運用に対する著者たちの評価は述べられていないが、認可の可否が判定されていないケースのうち相当数は訴訟の目的を實質的に達成しているのであり、認可を後回しにするという方法は——目下のところ「便法」にすぎないが——、クラス・アクションを運営可能にするための努力として評価に値すると筆者には思われる。

(12) ジュリスト五二五号(一九七三年)の谷口安平教授の訳による。この訳では by order の句が(○)項(1)第二文に移して訳された。ついででカッパで補った。
(13) J. Vernon Patrick, Jr. and Marvin Cherner, 前掲注(8)一〇二—一〇六頁はこのような運用があることを指摘して、それがクラス・アクションを運営可能にする効果的な方法である、と述べている。

第10表 送られた通知の内容

	件数
訴訟の係属を知らせるもののみ	8
和解の提案又は賠償金獲得を知らせるもののみ	7
双方がなされたもの	4
計	19

(62 Geo. L. J. 1123, 1145 より作成)

4 クラス・メンバーに対する通知

連邦民訴規則二三条は、「(b)(3)のもとで維持されるすべてのクラス・アクションにおいて、裁判所はクラスのメンバーに対し当該状況のもとで実行可能な最善の通知を与えなければならず、この通知には合理的な努力によって発見できるすべてのメンバーに対する個別的な通知が含まれる。」⁽¹⁴⁾と定めている。この規定をアイゼン事件における第二巡回控訴裁判所(一九七三年)⁽¹⁵⁾のように厳格に解釈するならば、原告の訴訟遂行は大きな困難にぶつかることになる。

前項に述べたように、通知もまた後回しにされる傾向があるためか、一二〇件のサンプルのうち、通知のなされたものはわずか一九件にすぎない。通知の内容は第10表の如くである。

通知方法別にみると、個別的通知がなされたものが一九件中一六件を占める。クラスの大きさとの関係を見ると、個別的通知がなされた一六件中最大のものは五、八〇〇人のメンバーからなるクラスであり、個別的な通知はクラスのサイズが小さいときに行われる傾向にあるとされている。しかし、個別的な通知が行われたクラスにおいてさらに特徴的なことは、被告の所持するコンピュータ記録などからクラスのメンバーを識別することが容易であったという要因であると著者たちはいう。一方、巨大なクラス又はメンバーが個別に識別されないクラスを含む訴訟では、さまざまな非個別的な通知がなされている。広く配布されている新聞紙上への公告、業界紙(誌)による通知、労働者のクラスの場合はその従業員、あるいはクラスのメンバーが一定地域に集中している場合はその地域への掲示と郵送などの方法が採用、併用されたケースが見出された(Notes, p. 1145—1146)。

それぞれの通知方法の利点や問題点なども明らかにした。個別的な通知の第一の難関は、いうまでもなく、個々のメンバーの識別である。現役および退職した労働者のクラスの場合は、原告側が労働組合の記録から六〇%のメンバーを、被告側が退職者記録から四〇%のメンバーを識別することにより個別通知を行うことができた。次の難関は、どのメンバー

が権利をもっているかの確認である。ここでも原告側弁護士が潜在的メンバーとコミュニケーションできないということが障害となつている。第三に最も大きな問題は、個別的な通知が個々のメンバーに到達するかどうか保証できないことである。住所不明、配達不能、宛名の誤り等のため相当数(例えば三分の一)のメンバーが通知を与えられなかったケースがいくつか見出された。こうした現象は認可や通知を後回しにするこの副作用ともいえる。一方、非個別的な通知については、員数がわからないため個別的な通知と直接に比較することはできないであろうが、あるケースでは、九、〇〇〇人から二、〇〇〇人の鉱業労働者を含むと思われたクラスに対し United Mine Workers Journals、地方新聞、鉱区へのビラ配布によって通知したところ、六〇、〇〇〇人以上の潜在的メンバーから問い合わせがあった。このことから、著者たちは、非個別的な通知によってもクラスのかんりの割合の者が通知を受け取る、⁽¹⁶⁾といえるとしている(Notes, p. 1145—1147)。

通知の費用についてみると、一九件のサンプルは小さなクラスにかたよっているため、その額は大きなものではない。半数が一〇〇ドル以下で済んでおり、個別的な通知の最高額は二、〇〇〇ドルである。とはいえ、上に挙げた鉱業労働者の

ケースのような通知方法は明らかに高くつく手続ではある。

通知費用が賠償額全体に占める割合はどうか。クラス・アクションに対する批判者は、この割合が非常に大きいと主張しているが、サンプルからのデータによればそのようなことはいえない。数字のえられたケース中、通知費用とその他の裁判費用を合わせても総賠償額の5%を超えるものはなかったからである。

一九件のうち、原告が通知費用を負担したものは一〇件であり、被告が負担したものは六件、共同負担が三件であった。費用の絶対額が低いため、この点は鋭い争点にはなっていない模様である。著者たちは、費用がもっと高額ときは事情が変わってくるかもしれないとしている。

以上のようなデータから、著者たちは、通知の運営可能性の問題は克服可能というほどのものではない、と結論している。

(14) 谷口安平教授の訳(前掲注(12))による。

(15) アイゼン事件とは、クラス・アクションの諸事例中おそらく最も著名でクラス・アクション制度のさまざまな典型的問題を含んでいるケースである。アイゼン事件の展開は栗山徳子「Eisen 事件とクラス・アクションの問題点」立正法学八巻三・四号三九頁(一九七四年)に詳しい。[Note, 注25によれば]下級審判決は次の六つ。Eisen v. Carlisle & Jaquelin, 41 F.R.D.

147 (ニューヨーク南部地域一九六六)(クラス・アクションとして却下)、391 F.2d 595 (第二巡回控訴裁判所一九六八)(差戻)、52 F.R.D. 233 (ニューヨーク南部地域一九七二)(クラス・アクション認可)、54 F.R.D. 565 (ニューヨーク州南部地域一九七二)(被告に費用の九〇%を負担させる)、479 F.2d 1095 (第二巡回控訴裁判所一九七三)(クラス・アクションとして運営不可能であるとの理由で却下)。この後連邦最高裁はサインオーレイの申立を維持して(94 S.Ct. 2140 (1974))。ここに紹介する調査報告書の書かれた時点では、サインオーレイが受理されただけで連邦最高裁の判決はまだ出されていない。

5 除外申出手続 (Opt-out Procedure) と加入申出手続 (Opt-in Procedure)

連邦民訴規則二三条の定めるところでは、クラス・メンバーへの通知は「被通知者が指定の期日までに申し出るならば裁判所はその者をクラスから除外すること(16)」を通告するものとされている。

この手続は除外申出手続 (Opt-out procedure) ということができる。この現行規則に対し、加入申出手続 (Opt-in procedure) というべきものが提案されている。すなわち、被通知者が申し出るならば裁判所はその者をクラスに含める、という方式である。サンプルの中には、裁判官が合目的性を考慮して加入申出手続を命じたものがいくつもある。

予想されるように、加入申出手続はクラスの大きさをかなり減縮することができ、というデータが見出された。

通常の除外申出手続をとったケースでは、その三分の二のケースにおいて、メンバー数の減少は一〇%以下にとどまった。これに対して、加入申出手続をとった三件のケースでは各々三九%、六一%、七三%のメンバー数減少をみた。二つの手続の差は次のように明瞭に表われている。①原告クラスが二つのサブ・クラスにわけられ、一方では除外申出手続、他方は加入申出手続によって通知されたところ、前者のメンバー減少は八%にとどまったが、後者のそれは三九%であった。②同一原因にもとづき、同じ日に同じ被告に対し提起された二つのクラス・アクションにおいて、一方では除外申出手続、他方では加入申出手続がとられたが、前者のメンバーは一七%、後者のメンバーは七三%減った。

このように、加入申出手続の採用はクラスの大きさを著しく減縮する(18)。クラスの減縮は、訴訟の運営可能性を高めるであろう。しかし、このような減縮は、加入申出に対する反対者たちのいうように、病理的な原因によるものである可能性がある。弁護士へのインタビューなどにもとづき、著者たちは二つの病理的な原因を挙げている。第一は、被通知者に通知を理解する能力がないために、

何の積極的行動もとれない結果、クラスから除外されてしまう、というものである。例えば、ある消費者クラス・アクションは、一一人のメンバーに対し、加入するという欄と加入しないという欄のどちらかにチェックするという方式で、通知がなされた。九一%の者から返答があったが、一八人はどちらにもチェックしていず、ひとは双方の欄にチェックしていた。第二の原因は、クラス・メンバーと被告の間の社会的関係のために――例えば原告クラスが被告従業員からなる場合など――メンバーは被告の報復をおそれて訴訟の初期から積極的な行動をとることをためらう、という事情である。

クラスの減縮が右のような原因から人々への法的救済を拒否するという対価を払って達成されているとしたら、加入申出手続は疑問とされなければならないと著者たちは述べている [Note, p. 1150]。

(16) 谷口安平教授の訳(前掲注(12))による。

(17) American College of Trial Lawyer (1972) 前掲注(7)は、加入申出手続が採用されれば、クラス・アクションは、より運営可能で、公明で、倫理的なものとなるだろう、と主張しているとのことである (J. Vernon Patrick, Jr. and Marvin Cherner 前掲注(7) 1109)。

(18) 日本でも「奪られたものを取り返す消費者の会」を母体とする石油ヤマカテル訴訟のうち、一件は「日刊新聞の記事や所謂口コミ等によって集まってきた人

人」が原告団を構成することとし、「消費者の会」に領収証を送付してきた者に当事者選定書を送付したところ、これを返送して選定の意思を表示した者ははじめの二〇％にすぎなかったという(春日寛「クラス・アクションの訴訟実務上の諸問題」自由と正義二六巻九号一頁、一六頁(一九七五))。本文とパラレルな問題であらう。

6 クラスへの賠償

サンプルのうち、クラスに対して損害賠償が支払われたものは一四件にすぎない。従って賠償金分配に関する情報は十分なものではない。しかし、その限りで見ると、損害賠償を求めるクラス・アクションの難点とされているもの——賠償金分配遂行上の困難とその費用が巨額になること——は克服不可能なものではない。

賠償金分配が完了しているケースに特徴的なことは、個々のメンバーの分け前が、請求総額や権利の数等のファクターから算定しうるケースである(和解の場合には、そのような内容の和解がなされたケース)という点である。このようなケースは、クラスに対する被告の責任を確定することが訴訟の主要問題であったといえるであらう。

賠償金分配の段階でクラスのサイズが減縮するというパターンが多くのケースで見られる。減少のパーセンテージは二三〇〜七四〇の間にある。この減少に対

して著者たちは二つの説明を与えている。①認可されたクラスには賠償をうける資格のない者も含まれていた。②賠償をうけると資格のあるメンバーがクラスによる救済に与りそこねた。実際のところ、調査されたケースでは、除外の申出、住所不明、depositionに欠席したと、個別請求の不提出、個別請求権の不存在等のさまざまな原因によってクラスのサイズの減縮が起きていた⁽¹⁹⁾。

残財団(unclaimed funds)が生じたケースは二件あった。ひとつのケースでは、賠償金支払のため振り出された小切手が配達不能として戻ってきた場合には、原告側弁護士に三〇日の期間を与えて配達努力をさせ、それでも分配できなかったときは、メンバー自身が請求できる期間を定めたりして小切手を被告に返還する、という手続がとられた。この手続に従い二通が返還されたという。他のケースで一四万ドルのうち二万ドル余りが残ったが、その処置はまだきめられていない。

雇用機会平等法(Equal Employment Opportunity Act of 1972)⁽²⁰⁾にもとづく訴訟などは過去、現在の従業者のみでなく、雇用を求めたまたは求めたかもしれない潜在的な従業者をも含むことがある。後者のメンバーに対する賠償金分配は極端に困難である。このような場合は、裁判所は損害賠償の受領者資格を制限

することによって困難を回避することがある。賠償をとりうる者又は現実損害の証明ができそうな者のサブクラスを作るなどである。

労働賃金請求の訴訟で最も多額の賠償額が見られる(六〇〇万〜三〇億ドル)。その他の訴訟はかなり低い(最大で一九万ドル)。これらの額が実際の損害額を代表しているか否かについては、十分なデータはないが、肯定してよい、とされている。

弁護士報酬やその他の裁判費用によってクラスへの賠償額が消費されてしまうということは、批判者がよく指摘するところであるが、そのようなことはなかった。賠償総額に対するクラスの取り分は四五〇から八五〇の間であった。クラスの受け取る額を減少させる主要な因子である弁護士報酬の割合は総額の一五〇から五〇余の間であった。

(19) 別の論文によれば損害賠償を求めるクラス・アクションにおいて賠償額が算定され、証明され、分配される手続は現在のところ次のようなものである。「責任が確定されると、裁判所は連邦民訴規則二三条(d)にもとづいて、責任が確定された旨および各メンバーは損害賠償の請求権を提出すべき旨をクラス・メンバーに通知することを命ずる。さらに裁判所は、請求権確定の画一的なシステムの助けとなるように請求権の書式を定めたりする。賠償額算定に十分であるような記録を被告が持っているときは、個々のメンバーの出頭が要求される必

要はない。被告の記録が不完全であるときは、請求権は両当事者から承認される債権を確定するため設けられた弁護士たちの委員会に提出される。債権確定に対する異議は裁判所が判断する。証明しうる損害の総額が確定されると、通知や弁護士報酬等の訴訟の出費がそれぞれの債権額に比例して差し引かれ、残りが個々のクラス・メンバーに分配される。」(Comment, Manageability of Notice and Damage Calculation in Consumer Class Actions, 70 Mich. L. Rev. 338, 361 (1971))⁽²¹⁾

このような分配手続は損害賠償を求めるクラス・アクションを遂行するうえで重大な障害になっているという(前掲 Comment p. 360, Developments in the Law—Class Actions, 89 Harv. L. Rev. 1318, 1516—17 (1976))。このため、いわゆる流動的クラス賠償(fluid class recovery)や補助裁判官(master)の活用など多くの提案がなされている模様である。

(20) 42 U.S.C.A. § 2000e to 2000e—17. 一九七二年以前は Civil Rights Act of 1964 の第七編をなしていた。

7 いわゆるクラス・アクションの濫用 (Abuses)

インタビュアーと記録調査からえられたデータに従って、著者たちはクラス・アクションの濫用として批判される諸点、すなわち、①クラス・アクションが法的なゆすりの手段となっている、②弁護士報酬が不当に高額となっている、③原告側弁護士の訴訟勧誘(solicitation)がある、という点につき検討している(Notes

p. 1154-1157).

クラス・アクションは、根拠薄弱な訴訟を提起することによって個人々への巨額な和解と巨額の弁護士報酬の支払を被告に強制するゆずりの手段となつていゝる、と批判される。しかし、データによれば、この批判はあたらない。まず、クラス・アクションにおいて dismissal の率が高いことは、そのような戦略の成功を疑わせる。さらに、被告側の弁護士でも相手方の請求が根拠薄弱であったと評する者はほんの少数であり、しかも、根拠薄弱であるとされたクラス・アクションのうち、ただ一件だけが個別の和解になつてゐるにすぎない。また、幾人かの原告側弁護士は、クラス・アクションは時間や労力がかかるからとくに勝訴の見込の高い事案でなければクラス・アクションを提起しないであらう、と述べた。

被告側弁護士はむしろ不当に高額な報酬を得ようとする原告側弁護士の動機を非難する。請求が根拠薄弱なものではないとしても、原告側弁護士は、個別の訴訟が依頼者の利益に合致しているようなときでも高額な報酬を求めてクラス・アクションを提起しようとする、といふのである。具体的には、クラス・アクションにおける成功報酬契約(contingent fee arrangements)が批判の対象となる。成功報酬契約の正当性については原告側弁護士の中でも意見が分かれた。二、三の

原告側弁護士は、成功報酬契約はクラス・アクションには不適當であり、むしろ時間を基礎として決められるべきである、と考えている。他の弁護士たちは、やはり獲得された賠償額が基礎とされるべきであり、その額はさらにクラス・アクションの提起に伴うリスクを反映すべきである、と考えている。著者たちは、不相當な報酬を防止する一方でクラス・アクションに値する訴訟を提起するインセンティブを弁護士に与えるような報酬決定方法は難しい、ということ認めてゐる。

賠償金分配が行われたケースにおいては、裁判所は弁護士報酬につきかなり注意を払つてゐる。連邦民訴規則はクラス・アクションにおける compromise すなわち和解を裁判所の許可にからせてゐる。J. Moore の Federal Practice, Manual for Complex Litigation §1.47 (1973) は、この許可に際しては原告側弁護士の報酬を吟味すべきだとしており、またコロンビア地裁は折にふれ和解額の健全な割合にあたる弁護士報酬を承認している。また、費やされた時間による報酬を承認している。ある大きな事件では、費やされた時間と提訴のリスク、利得を衡量して通常の時間料金の一二五%の報酬を承認した。しかし他のケースでは、弁護士報酬をかなり減額したこともある。あるケースでは、裁判官は成功

報酬に不賛成である旨をブリトリアル合議において弁護士に告げた。その裁判官の基準とするところは第一次的には時間であり、他に弁護士の経験と仕事の質、仕事のむずかしさや獨創性、クラスの利益を考慮するといふものであった。

原告側弁護士が訴訟勧誘を行つてゐるかどうかについては、サンプルのケースからはそのような証拠は見出されなかつた。しかし、ある原告側弁護士は彼がクラス・アクションを起こした直後に同じ裁判区や別のところで全く同様の訴訟が多数提起されたといふことから、これが弁護士による勧誘によるのではないかと疑つてゐる。原告自身が弁護士であったためクラス・アクション認可が拒絶されたケースもある。また、被告側弁護士からは、クラス・アクションが起されたのち原告の弁護士が潜在的なクラス・メンバーにコミュニケートしはじめるといふ懸念を表明した。一方原告側弁護士には、被告側によつて潜在的メンバーに対し訴訟に参加しないようにとの説得が行われると述べる者もあつた。このようなコミュニケーションの防止のために class が発せられることも少なくないようである。

以上のような複雑微妙な問題に答えるには改正規則はまだ若いし、十分なデータもまだ存在しないことを著者たちは認める。しかし著者たちは、少なくとも

現在までのところ裁判所では弁護士報酬を吟味しクラスとの不相當なコミュニケーションを防止するための努力が払われてゐる、と評価してゐる。

第11表 クラスのサイズ

クラスのメンバー数	1-25	26-100	101-500	501-1,000	1,001-10,000	10,001-50,000	50,001-100,000	100,001-1,000,000	1,000,001- 計
件数	3	3	14	11	15	8	7	15	3 79*
割合(%)	3.8	3.8	17.7	13.9	18.9	10.1	8.8	18.9	3.8 100

*総計については、後掲本稿注(22)参照。

(62 Geo. L. J. 1123, 1158 より転載)

第12表 1973～1975年度の間に提訴されたクラス・アクションの件数及び年度末の係属数

() 内は%

事件の種類	1972年6月30日 係属中	1973年度 提訴	1973年6月30日 係属中	1974年度 提訴	1974年6月30日 係属中	1975年度 提訴	1975年6月30日 係属中
契約関係 Contract actions	121 (3.8)	99 (3.7)	149 (4.0)	100 (3.7)	154 (3.3)	59 (1.9)	131 (2.5)
不動産 Real property	8 (0.3)	24 (0.9)	29 (0.8)	16 (0.6)	45 (1.0)	15 (0.5)	42 (0.8)
不法行為 Tort actions	169 (5.4)	157 (5.9)	208 (5.5)	142 (5.2)	226 (4.8)	151 (4.9)	233 (4.5)
制定法上の訴訟 Actions under statutes	2,763 (87.8)	2,269 (85.4)	3,260 (86.8)	2,336 (86.0)	4,114 (87.9)	2,710 (88.6)	4,615 (89.1)
反トラスト法 Antitrust	308 (9.8)	157 (5.9)	364 (9.7)	114 (4.2)	453 (9.7)	190 (6.2)	440 (8.5)
公民権法 Civil rights	1,369 (43.5)	1,248 (47.0)	1,620 (43.1)	1,294 (47.6)	2,059 (44.0)	1,584 (51.8)	2,437 (47.0)
収監者不服 Prisoner petitions	179 (5.7)	355 (13.4)	322 (8.6)	337 (12.4)	466 (9.9)	367 (12.0)	564 (10.9)
労働諸法 Labor laws	110 (3.5)	80 (3.0)	108 (2.9)	77 (2.8)	136 (2.9)	124 (4.1)	175 (3.4)
著作権・特許・商標 Copyright, patent and trademark	19 (0.6)	20 (0.8)	27 (0.7)	4 (0.2)	18 (0.4)	3 (0.1)	9 (0.2)
証券・商品取引 Securities, commodities and exchange	616 (19.6)	235 (8.9)	631 (16.8)	305 (11.2)	727 (15.5)	258 (8.4)	713 (13.7)
社会保険諸法 Social security laws	20 (0.6)	16 (0.6)	19 (0.5)	37 (1.4)	39 (0.8)	57 (1.9)	65 (1.3)
その他	142 (4.4)	158 (6.0)	169 (4.5)	168 (6.2)	210 (4.7)	125 (4.1)	212 (4.1)
その他の訴訟	87 (2.8)	105 (4.0)	110 (2.9)	123 (4.5)	141 (3.0)	126 (4.1)	163 (3.1)
計	3,148 (100.0)	2,654 (100.0)	3,756 (100.0)	2,717 (100.0)	4,680 (100.0)	3,061 (100.0)	5,184 (100.0)

(Annual Report, 1973, 1974, 1975より作成)

三 全国調査

全国調査は、全国の裁判区から選択されたクラス・アクションの調査から成っており、二つの点——通知と賠償金分配——に焦点を合わせている。

1 全国調査サンプルの概観

全国調査の対象となった一〇五件のクラス・アクションは系統的にサンプリングされたものではないので、これらが典型的なクラス・アクションの姿を伝えているという保証はない。著者たちによれば、この一〇五件は平均より多少大きなケースに偏っている(21)(22)。しかし、そうであるにしても批判者たちのいうほど大きくはないとされている(第11表参照)。

全国サンプルにおいては、Securities and Antitrust のケースがかなりの割合を占めている(それぞれ三三%、二四%)。全国サンプルの以上のような特徴は、通知および賠償金分配の問題を検討するには——サイズが大きいほど困難が増すと考えられるから——むしろ好都合である、と著者たちは考えている [Note, p. 1158 および 註206]。

ちなみに、一九七三年度から一九七五年度にかけて全国の連邦地裁に提起されたクラス・アクション数と各年度末の係

属件数を Annual Report から筆者が作成した表によって掲げておこう(第12表)。

(21) [Note, 註206]によると、このリストは商事委員会に報告されたケースと商事委員会が送付した準備のための質問票に対して弁護士が示したケースから構成されているため、比較的大きなケースを過度に代表しているようである。全国サンプルは、コロンビア区のサンプルに比較しても、一般的に大きいといえる。

(22) 一〇五通の回答の中には必ずしもすべての項目に記入のなされていないものがあった。従って総計は調査項目ごとに異なっている [Note, 註204]。

2 クラス・メンバーに対する通知

通知の第一歩は個々のメンバーの識別である。著者たちのデータ解釈によれば、クラスのサイズが大きくなるほど、メンバーの識別が困難になることがわかる(第13表参照)。しかし、同時に全三件中二五件ですべてのメンバーが識別されているということは、多くのクラス・アクションではメンバーが識別できるものだということを示唆するものだとされている。もっとも、ひとりのメンバーも識別できなかったケースや識別されたメンバーが五〇%に満たなかったようなケースも見出された。

以上の傾向から予想されるように、多くのケースでは個別通知が可能であり、実際採用されている。通知方法につき情

第13表 メンバー識別とクラスのサイズ

識別の割合	メンバー数	
	~10,000	10,000~
全メンバーが識別された	20 (83%)	5 (56%)
識別できないメンバーがあった	4 (17%)	4 (44%)
計	24 (100%)	9 (100%)

(62 Geo. L. J. 1123, 1159 より作成)

報がえられた五二件のうち、全メンバーに個別通知が行われたものは四三件(八六%)にのぼる。個別通知だけが行なわれたものは、このうち二七件である。全員ではないがメンバーの少なくとも何人かに個別通知が送られたものをあわせると、個別通知がおよそ採用された件数は四八件(九二%)になる。

通知が送られたメンバーの割合について情報がえられたのは四九件であるが、五一%以上のメンバーに通知されているものが四九件中四五件(九一%)を占めている(第14表参照)。

このような数字は、メンバーの識別が困難を伴わないとか、これだけの割合のものが実際に通知を受けとっているという意図するものではないけれども、個別通知を送るということが克服不

第14表 通知を個別に送られた者の割合

割合(%)	0	1-25	26-50	51-75	76-90	91-99	100	計
件数	3	0	1	5	4	1	35	49

(62 Geo. L. J. 1123, 1160 より転載)

第15表 除外を申し出た者の割合

除外されたメンバーの割合(%)	0	~10	10~	計
件数	15	16	5	36

(62 Geo. L. J. 1161 より作成)

可能なまでに困難なことではないということを示すものではある、と著者たちは分析する [Note, p. 1160]。

通知の費用はどの程度であろうか。全国調査のサンプルは予想どおりコロンビア区のサンプルより高額であった。情報のえられた二三件のうち、三三%は一、〇〇〇ドル以下であったが、二六%は一、〇〇〇ドル以上であり、なかでも四件は二五、〇〇〇ドルを超えた。通知費用と通知方法の相関関係については十分なデータがえられなかったが、高額の費用は必ずしも個別通知を採用したケースに限

られてはいない。通知費用が二五、〇〇ドルを超過した四件中二件は広告のよ
うな非個別通知を含んでいた。

通知費用の負担者につき情報がえられ
たのは三四ケースであった。一件は原
告が、一件は被告がそれぞれ単独で負
担し、九件では共同で負担されている。
著者たちは、全国サンプルにおけるほ
ど通知費用が高額になると、原告はおそ
らく費用を負担しきれないであろう、と
している [Note, p. 1160-1161]。

しかし、このような通知費用も、全賠
償額の中に占める割合をみると、大した
ものではない。数字のえられた一七件に
ついてみると、一六件までが全賠償額の
一〇%以下の費用で済んでいる。著者た
ちによれば、多くの場合はもっと少ない、
ということである [Note, p. 1161]。

3 除外申出とクラスの減縮

全国調査においても、コロンビア区と
同様、ほとんどのメンバーは除外申出手
続を利用せず、除外申出手続はクラス・
サイズの減縮に役立っていない (第15
表)。

4 クラスへの賠償

全国サンプルのうち四六件においてク
ラスへの何らかの救済がなされた。損害
賠償を含むものはこのうち三九件 (八六
%) である。

第16表 賠償額

額 (ドル)	100,000 以下	100,001- 500,000	500,001- 1,000,000	1,000,001- 5,000,000	5,000,000 以上	計
件数	5	9	9	9	5	37

(62 Geo. L. J. 1123, 1162 より転載)

第17表 賠償をうける資格のあるメンバーで賠償を受け取った者の割合

割合 (%)	50以下	51-64	65-74	75-89	90-94	95-98	99	100	計
件数	3	0	1	2	3	2	1	7	19

(62 Geo. L. J. 1123, 1163 より転載)

賠償額につき情報がえられたものは三
七ケースである。その賠償額の分布は第
16表のごとくである。

コロンビア・サンプルにおいては賠償
を与えられるクラスが小人数のものに限
られるという傾向がみられたが(23)、全
国サンプルではそのような傾向は見出せ
なかった。この点について情報のえられ
た二九件のうち、三九%が認可の時点に

において、一〇、〇〇〇人を超えるクラス
を含むものであり、一四%は一〇〇、〇
〇〇人を超えるクラスを含んでいた。し
かし、全国サンプルにおいても、賠償を
与えられたクラスの大きさは一般に提訴
または認可の時点の大きさより小さくな
る傾向はみられた。コロンビア・サン
プルと同様に、認可の時のメンバーのな
かには——除外申出によりあるいは裁判所
により——賠償をうける資格をもたない
ことになるメンバーがあることよると
思われる。そこで、救済効果を測るため
には賠償を実際に受け取った有資格メン
バーがどれほどいるか、を調べる必要が
ある。その割合は第17表のごとくであ
る。

この数字からみると、賠償金分配上の
困難は圧倒的なものではないといえる。
というのは、一九件中一三件において九
〇%もしくはそれ以上の有資格メンバ
ーが実際に賠償金を受け取っているからで
ある。

残財団の問題は全国サンプルにおいて
はほとんど生じていない。分配に関して
情報のえられた二〇件のうち一〇件にお
いてはクラスへの賠償に供された財団は
残らず分配された。さらに六件において
は請求されずに残った金額は全体の五%
以下であった。残財団の生じたケースの
うち、六件においては残金が被告に返さ
れた。二件においては fluid class reco-

very が採用された(24)。二件について
はデータがない。

通知がメンバーに到達したかどうかと
実際にメンバーが賠償金を受け取ったか
どうかとの間にははつきりした相関がみ
られた(第18表)。著者たちはこのこと
から、個別通知の方式の方が他の方式よ
りもクラス・メンバーに救済を与える力
が強いと結論している。

しかし、第18表は必ずしも通知方式の
優劣を直接にあらわすものではないので
はないかと筆者は考える。個別通知が選
択されたケースとそれが選択されなかつ
たケースで通知を受け取る側(クラス)
の事情が同一とは限らないからである。
何らかの別の要因——例えばクラス・メ
ンバーに対するコミュニケーションが容
易であるか否か——が、個別的通知の採
用と賠償を受け取るクラス・メンバーの
多さとの双方を独立に規定しているかも
しれない。また、そう考える方が、コロ
ンビア区調査の結果——非個別通知もか
なりの伝達力をもつこと——と整合する
のではなからうか。いずれにせよ、さら
に調査を必要とする問題であろう。

(23) コロンビア・サンプルでは、クラ
スへの救済を獲得したケースのうち最大の
ものは二〇、〇〇〇人のメンバーからなる
ものであった [Note, 註228]。

(24) fluid class recovery は [Note, 註
234 によれば] 次のような手続である。
まず訴訟の初期の諸段階においては、個々

第18表 個別通知の程度と賠償を受けたメンバーの割合

通知の程度 \ (賠償を受け取ったメンバー数) / (認可時のメンバー数) (%)	100	91—99	76—90	51—75	26—50	25以下	計
すべてのメンバーが個別に通知された	6	2	3	3	0	5	19
すべてのメンバーには個別通知されなかった	0	0	1	0	0	5	6

(62 Geo. L. J. 1123, 1164 より一部省略の上転載)

の請求者を識別することなく「全体としてのクラス」に対して手続が進む。すなわち、通知は全体としてのクラスがそれを受け取るような方式でなされ、個別通知が行われることはない。賠償額を決めるときには、クラス全体が被った被害が算定の基礎とされる。被告は裁判所宛に賠償額を払い込む。この段階で個々のメンバーに通知がなされ、請求を申し出るよう勧誘される。クラスのメンバーがその請求を証明すると、裁判所のもとにある財団から賠償金が支払われる。この方法は次の二つの点で批判されている。ひとつは通知が完全になされないため多くのメンバーは何も受け取れなくなってしまう、という点、もうひとつは、被告の支払った額と個々のメンバーに受領される総額との間に、しばしば、非常な開きが生ずると、いう点である。Und recoveryの採用を否定した判例としては例えばアイゼン事件に関する一九七三年の控訴審判決 (Eisen v. Carlisle & Jaculin, 479 F. 2d. 1005, 1010—11, 1017—18) がよく引用される。

5 費用

全国サンプルでも、手続的費用および弁護士費用はクラスへの賠償を費消してしまうほどのものではなかった。データがえられた二一件のうち、五件においてはこれらの費用 (原告側弁護士報酬+通知費用+和解金または賠償金分配費用) の賠償金総額に対する割合は二五%以下であり、四件は二五%から三三%の間であり、五〇%以上のものが二件であった。弁護士報酬以外の費用は大きな割合を

第19表 判決または和解から最後の分配までの期間

期間(月)	1以下	1-6	6-12	12-24	24-36	36-48	計
件数	2	7	4	6	1	1	21

(62 Geo. L.J. 1123, 1165 より一部修正のうえ転載)

占めていない。二件のぞきその割合は一〇%以下であり、その二件も二五%をこえてはいない。もっとも著者たちによれば、その絶対額は低額ではない。ケースの三分の二は一、〇〇〇ドル以上であり、和解費用だけで五〇、〇〇〇ドルをこえるものもあった。

一方、弁護士報酬はかなりのものであって、クラスへの分配に供される財団をもっとも大きく減額する原因になっている。著者たちは述べていると、著者たちは述べている。情報えられた三二件中二〇件において原告側弁護士報酬は一〇〇、〇〇〇ドルをこえている。反トラスト法や証取法の訴訟では、一般に巨額になる(これらのケースの八五%で報酬は一〇〇、〇〇〇ドルから五〇〇、〇〇〇ドルの間にある)。賠償総額に対する割合についてみると、情報えられた二八件のうち半数強において、弁護士報酬は総額の二五%以下であるが、三件において五〇%を越えている。

このように、弁護士報酬はクラスへの賠償額を費消するほどのものとはいえないが、総対額としてこのように巨額になっていることをみると、報酬が過大ではないかという疑問がおきるのは当然である、と著者たちは評している (Note, p. 1164, 1165)。

6 賠償金分配期間

賠償金分配の困難さを決定的に示すものではないが、全国調査によれば、データのえられたケースの四〇%において分配は一年以上かかっている (第一九表)。

四 立法府への提案 (Note, p. 1165—1172)

著者たちは、二つの調査の結果から、連邦裁判所においてはほとんどのクラス・アクションが円滑に処理されている、と結論する。しかし、調査結果はまた、巨大なクラスと少額の請求を含むクラス・アクションの運営に困難が存在するということも示した、として、こうした特徴がしばしば認められる消費者クラス・アクションにつき、特別の手続を定めることを提案する。

その提案の骨子は、①立法目的を再考すべき必要があること、②手続上、通知・損害の証明・賠償金財団の処理につき特別の手当てが必要であること、である。

1 消費者クラス・アクション法の目的

消費者クラス・アクション法は救済が与えられるべき消費者の権利を確立し、クラス・アクションの提起を正当と確認することにならう。このような法の立法目的として四つのが考えられる。すなわち、代表原告への補償、潜在的原告への補償、不当な利潤獲得の防止、および違法行為を抑制する効果、である。ところで、現行規則の二三条の手続は、これらの目的のうち、潜在的原告(個々のメンバー)の救済を第一位におく結果となっている。通知を厳格に要求する立場(25)は、個々のクラス・メンバーの利益の保護を主たる目的にしている。大規模なクラスを含み、その結果、通知費用が高額となるクラス・アクションは、このような立場から却下されてしまい、クラス・アクションにより実現されるべき他の諸目的を達成する機会を奪われてしまう。現在の賠償金分配手続——普通には被告の責任が確定されたのち、特別の手続などを定めて個々のメンバーが各々の請求を証明しに現れるのを待つ——もクラス・メンバーへの補償という目的に向けられている。このように、クラス・アクションの主目的を個々の人の救済におくときには、個々の少額の請求より成る大クラスはとくに運営不可能になりがちに

なる。

かくして、個々の手続を改善するまえに、立法目的が再検討される必要がある。議会は政策的選択に直面している。新法のもとで起こるべき訴訟が現在の規則二三条の法目的を十分に達成するかどうかということに安んじて、個々のメンバーへの補償をクラス・アクションの主目的として維持することも一つの選択である。しかしそうではなく個々人への救済は必ずしもすべてのクラス・アクションにおいてうまく実現できるわけではないことを承認し、個々の救済が不可能なときでも他の正当な諸目的——不当な利潤獲得の防止および抑制効果——が実現できることおよび実現されるべきであると結論すべきである。

2 消費者クラス・アクションの手続

消費者クラス・アクション法の設ける手続は、消費者クラス・アクションがクラスのサイズや運営上の困難によって連邦規則二三条(b)(3)の訴訟としては遂行不可能であるときでもその遂行を可能にするようなものでなければならぬ。

通知は代表が適切であると決定されるときには裁判所の裁量によって省略可能にしてもよい。また、適当なケースでは、裁判所が原告クラスをいくつかのサブ・クラスに分かち、このサブ・クラスに対して、公告による通知や個別通知を

命じてもよいし、これを免除してもよいだろう。

また、すべての個々の損害証明およびすべてのクラス・メンバーに対する補償ができそうにないときには、そのために通知を送ることをしないで、被告側の営業記録および統計的資料にもとづき損害の総額を算定して賠償額とすることもよい。

財団が残った場合には、判決後それほどの時期をおかずに、可及的近似の原則(Cy Pres)に従って財団の適当な処分を決定するため審問が行われうるとしてもよい。しかし、いかに消費者クラス・アクションの目的が抑止や不当利潤の防止にあるとはいえ、メンバーへの補償の余地を全くなくしてしまうのは適当でない。従って財団は残金の処理が決定されたのちしばらくの間はメンバーからの請求に対して開かれているべきであろう。しかし、通知が与えられなければこの手続を利用するものはないだろう。そこで、新法のもとでは訴訟をモニターする中心的オフィスが設けられるべきである。指定された請求期間が過ぎたのち財団は閉じられ、可及的近似の処理がなされる。財団処分方法の決定は訴訟の終結と同時になされてもよいし、国庫に収めるなどの選択肢を用意してもよい。

以上が議会に対する著者たちの提案である。調査報告書は、一九七四年の第九

三連邦議会において上院商事委員会に提出されたが、消費者クラス・アクション法は四年後の現在まだ成立していないようである(26)。

(25) アイゼン・ケースに対する第二巡回控訴裁判所の一九七三年判決(479 F.2d 1005 (2nd cir. 1973))を指してのこと。

(26) BNA Antitrust & Trade Regulation Report No. 842 (Dec. 8, 1977)によれば、一九七七年二月一日に司法省の裁判運営改善局(Office for Improvements in the Administration of Justice)は「大量の経済的被害をひきおこす違法行為に対する効果的な救済手段 ("Effective Remedies for Unlawful Conduct Causing Mass Economic Injury")」と題する文書によって、連邦民訴規則二三条(b)(3)のクラス・アクション手続の改正草案を公表している。

まとめ

この調査は直接には米議会の立法の助けとするために行われたものであるが、一地域の調査と全国調査とをうまく組み合わせることによって、クラス・アクションの生き生きとした全体像をとらえることにもある程度成功しているように思う。

そこで、この調査の教えるところを、我々の立場からまとめておこう。

第一に、コロンビア・サンプルでみるごとく、損害賠償を求めるクラス・アクション

ンは全クラス・アクション中三分の一は多いが、約四〇％ほどであり、そのなかには単に副次的に賠償を求めているものも相当混じっている。

第二に、コロンビア・サンプルでも全国サンプルでも、比較的小さなクラスを含むものが多い。しかも、訴訟の各段階で確認されるクラスのサイズは訴訟が進むにつれて小さくなっていく。一方、通知・分配など各手続段階を通じて、クラスのサイズが大きければ大きいほど訴訟運営遂行上の困難は増す傾向がみられる。

第三に、コロンビア・サンプルでみると、損害賠償を求めるクラス・アクションで「E.E.E.」を受けるに至ったものの半数以上で被告が勝訴する。被告が勝訴するについては「Tennessee」や「判決裁判」などの早期の訴訟処理が大きな役割を果たしている。クラスへの救済は約四分の一で獲得される。そのほとんどは個々のメンバーの請求権が定型的機械的に算定できる場合である。

第四に、コロンビア・サンプルでみると、クラス・アクション認可や通知は後回しにされるか、なされずに終わってしまうことがよくある。裁判官にとっても両当事者にとっても本案の是非に対する判断が重要と考えられているのである。

第五に、コロンビア・サンプルでも全国サンプルでも除外申出手続はあまり活

用されていない。

第六に、通知や分配や弁護士報酬といった出費はさまざまであるが、巨額なものも確かにある。

第七に、両サイドの弁護士たちの回答によれば根拠薄弱な訴訟を脅迫的に提起するとう類の濫用はない。クラス・アクションにおける成功報酬契約の是非については意見が分かれている。訴訟勧誘は存在するかもしれない。

第八に、全国サンプルでみると、多くのケースでは少なくともクラスの一部のメンバーは識別され、個別通知が送られる。また、多くのケースでは、賠償をうる資格のあるメンバーの九〇％以上の者が実際に賠償を受け取っている。

第九に、全体としてみると、クラス・アクションはかなり円滑に処理されている。しかし、非定型的な少額の請求から成る大規模なクラス・アクションの運営はやはり通知や分配の実効性および費用の面で、大きな困難を伴っているのではないかと推測される。

最後に、この調査では触れられてはいないが我々の立場からはさらに調査研究を要する問題を二、三指摘しておこう。

第一に多くのクラス・アクションは判決まで至らずに終結している。しかし、認可にさえ至らないケースのなかにも、原告が訴訟を提起した目的は事実上達成されたと思われるものがある。Trialに

至らず終結したケースの中にもそうしたものがあろう。こうしたケースを考慮に入れてはじめて、クラス・アクション制度が市民の権利の実現のために効果的な制度であるのか否かが判断できよう。この調査はクラス・アクションによって課される裁判所の負担の軽重を主眼としていたため、こうした幾分インフォーマルな処理方法を叙述したり評価したりはしていない。しかし、日本におけるクラス・アクション立法を考えるためにはインフォーマルな処理過程についても情報をうることが不可欠であらう。

第二に、調査目的が上に述べたようなものであるため、この調査は、誰が、どのようなきっかけから、何を目的としてクラス・アクション制度を利用するのか、という問題に注意を払っていない。しかし、日本における立法が所期の効果をあげるためには、こうした点についての情報も必要であらう。

第三に、右に述べたいずれの過程においても、おそらく弁護士の役割が大きな意味をもつであらう。また、クラス・アクション専門弁護士が存在するといわれているが、彼らはどのような活動をしているのか。彼らについてはどちらかというところと極端なイメージがもたれていることが多いようであるが、それはこの調査のデータから推測されるところとは整合しないように思われる。弁護士の訴訟活動

や業務形態などについても信頼しうるデータが必要とされよう。

この他にも多くの問題が残されていると思う。これらの問題を探究していくうえで、本稿に紹介したデータとその他の資料が、何らかの助けとなれば幸いである。

(かしむら・しろう)